

鳥取県告示第114号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めるので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、及び縦覧に供する。

平成25年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 地 区 名 逢坂港臨港地区
- 2 位 置 西伯郡大山町塩津地区及び岡地区
- 3 区 域 別図のとおり。
- 4 縦 覧 場 所 鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取県西部総合事務所県土整備局河川砂防課
- 5 縦 覧 期 間 平成25年2月22日から同年3月7日まで
- 6 意見書の提出 当該臨港地区の区域の案に関し利害関係を有する者は、港湾法第38条第4項の規定により、縦覧期間満了の日までに、国土交通大臣に対し、当該臨港地区の区域の案の変更を知事に求めることを請求することができる。

（「別図」は、省略し、縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）